同　馬場　潤
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所郡山支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所郡山支部勤務を命ずる

同　小西　慶一
福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所白河支部勤務を命ずる
兼ねて福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所白河支部勤務を命ずる

同　佐藤　康憲
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所会津若松支部勤務を命ずる
兼ねて福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所会津若松支部勤務を命ずる
会津若松簡易裁判所判事に補する
兼ねて田島簡易裁判所判事に補する

同　齋藤　岳彦
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所いわき支部勤務を命ずる
兼ねて福島地方裁判所判事に補する
福島地方裁判所いわき支部勤務を命ずる
いわき簡易裁判所判事に補する

同　高田　公輝
山形家庭裁判所判事に補する
兼ねて山形地方裁判所判事に補する
山形簡易裁判所判事に補する

同　熊代なつみ　同　熊代　雅音
札幌地方裁判所判事に補する
兼ねて札幌家庭裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する（各通）

同　上原　三佳
札幌家庭裁判所判事に補する
札幌家庭裁判所小樽支部勤務を命ずる
兼ねて札幌地方裁判所判事に補する
札幌地方裁判所小樽支部勤務を命ずる
小樽簡易裁判所判事に補する

同　梶浦　義嗣
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所北見支部勤務を命ずる
兼ねて釧路地方裁判所網走支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所北見支部勤務を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所網走支部勤務を命ずる
北見簡易裁判所判事に補する
兼ねて網走簡易裁判所判事に補する
網走簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

同　舟橋　伸行
徳島地方裁判所判事に補する
兼ねて徳島家庭裁判所判事に補する

簡易裁判所判事　榊　文滋
大阪簡易裁判所判事に補する（以上十月十六日）

高松高等裁判所判事　長谷川憲一
静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所長を命ずる

大阪高等裁判所判事　佐堅　哲生
高松高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上十月十八日）

○定年退官

判事竹花俊徳は十月十七日限り定年退官

○任期終了退官

判事補兼簡易裁判所判事内藤大作は十月十五日限り本官たる判事補が任期終了・同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十月二十六日オーストリア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成24年10月29日

兵庫労働局長　前田　芳延

第４号中「１時間835円」を「１時間840円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

工　場　財　団

鳥取県米子市富益町88番地１**米子製鋼株式会社**の工場財団に米子市富益町88番地１米子製鋼株式会社富益工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年10月29日　鳥取地方法務局米子支局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成24年10月16日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

平成24年10月29日　財務大臣　城島　正光

製造たばこの品目			製造国	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
刻みたばこ	小粋　松川刻	10.0ｇ	日本	360円
刻みたばこ	小粋　達磨刻	10.0ｇ	日本	360円
刻みたばこ	小粋　出水刻	10.0ｇ	日本	360円

法人の解散命令の処分公告

財団法人善隣育英会（主たる事務所の所在地、東京都中央区八丁堀三丁目17番14号）は、正当の理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項後段の規定により、その解散を命ずる。

平成24年10月19日

文部科学大臣　田中眞紀子

［教示］

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、文部科学大臣に対して異議申立てをすることができる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月29日

北陸地方整備局長　橋場　克司

1　処分をした年月日　平成24年10月２日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンロック　渡辺千嘉志　新潟県村上市佐々木字大坪1083－４　国土交通大臣許可（般－22）第21603号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年９月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。